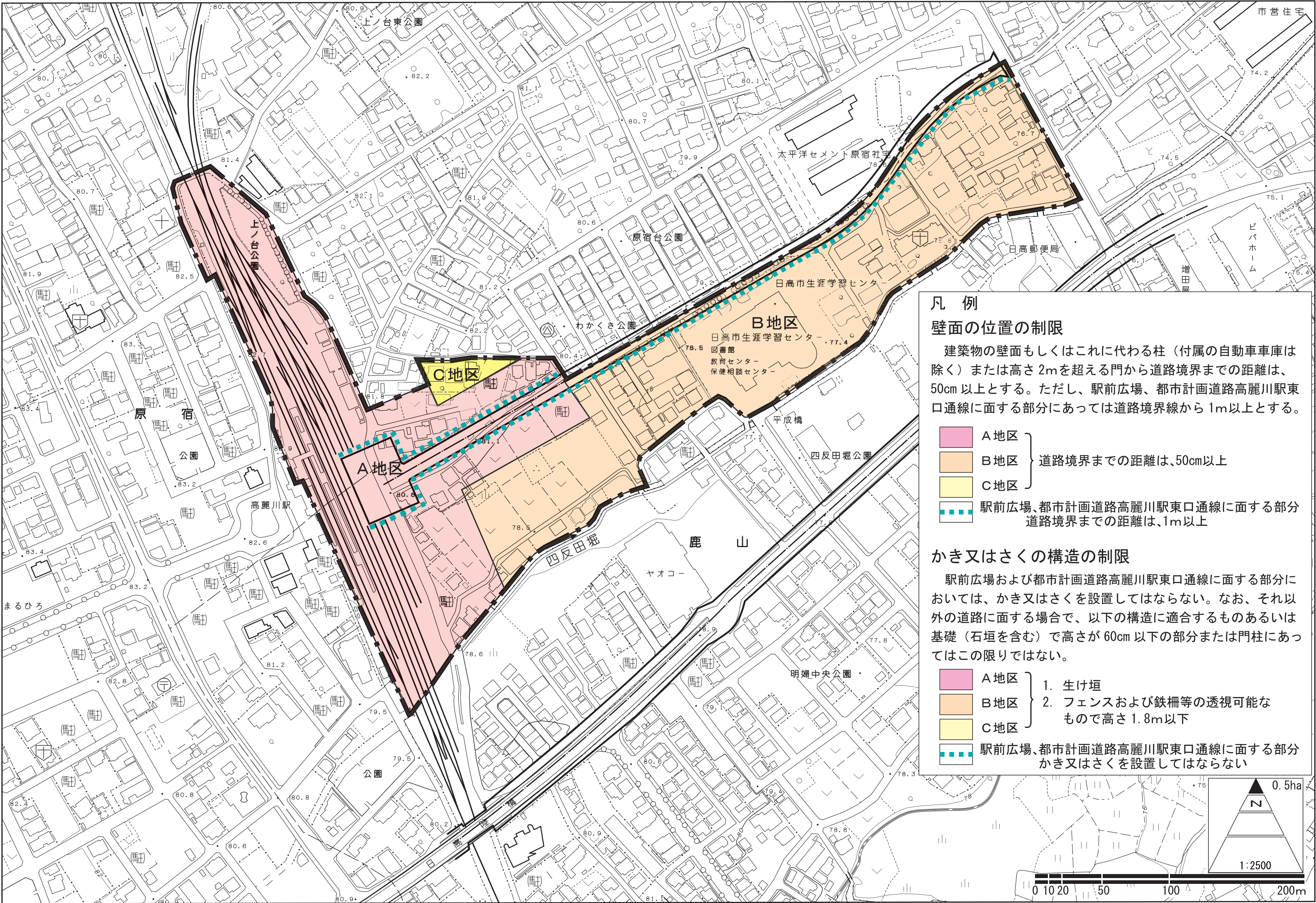


計画図（地区整備計画図 壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限）高麗川駅東口地区



凡 例

壁面の位置の制限

建築物の壁面もしくはこれに代わる柱（付属の自動車車庫は除く）または高さ2mを超える門から道路境界までの距離は、50cm以上とする。ただし、駅前広場、都市計画道路高麗川駅東口通線に面する部分にあっては道路境界線から1m以上とする。

- A地区 } 道路境界までの距離は、50cm以上
- B地区 }
- C地区 }
- 駅前広場、都市計画道路高麗川駅東口通線に面する部分 } 道路境界までの距離は、1m以上

かき又はさくの構造の制限

駅前広場および都市計画道路高麗川駅東口通線に面する部分においては、かき又はさくを設置してはならない。なお、それ以外の道路に面する場合で、以下の構造に適合するものあるいは基礎（石垣を含む）で高さが60cm以下の部分または門柱にあってはこの限りではない。

- A地区 } 1. 生け垣
- B地区 } 2. フェンスおよび鉄柵等の透視可能なもので高さ1.8m以下
- C地区 }
- 駅前広場、都市計画道路高麗川駅東口通線に面する部分 } かき又はさくを設置してはならない

